

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2019-97754
(P2019-97754A)

(43) 公開日 令和1年6月24日(2019.6.24)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
A 4 7 C 9/02 (2006.01)	A 4 7 C 9/02	3 B 0 9 1
A 4 7 C 3/30 (2006.01)	A 4 7 C 3/30	3 B 0 9 5
A 4 7 C 7/50 (2006.01)	A 4 7 C 7/50	A

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2017-230301 (P2017-230301)
(22) 出願日 平成29年11月30日(2017.11.30)

(71) 出願人 000139780
株式会社イトーキ
大阪府大阪市中央区淡路町1丁目6番11号
(74) 代理人 100099966
弁理士 西 博幸
(74) 代理人 100134751
弁理士 渡辺 隆一
(72) 発明者 佐藤 宏樹
大阪市城東区今福東1丁目4番12号 株式会社イトーキ内
Fターム(参考) 3B091 LA04
3B095 AC03 AC06 CA06 CA07

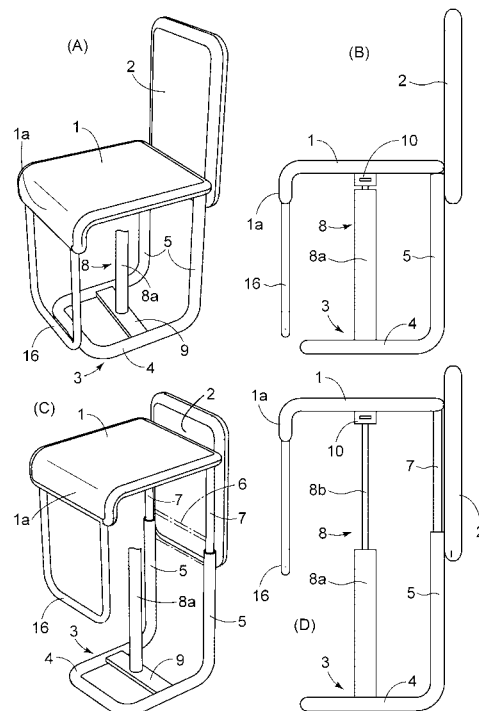
(54) 【発明の名称】 椅子

(57) 【要約】

【課題】ワーカーの創造性を引き出すことができるアクティブオフィスに好適な椅子を提供する。

【解決手段】椅子は、座1と背もたれ2と脚装置3とを備えており、座1は高さ調節自在である一方、背もたれ2は脚装置3に固定されている。700mm程度の高さのスタンダードなテーブルにも、1000mm程度の高さのハイテーブルにも使用できるが、座1の高さを高くすると背もたれ2のはみ出し量が少なくなるため、座1を高くしても人が身体を後傾させることはない。このため、安全に使用できる。座の高さを低くすると、背もたれにもたれかかってリラックスできる。床に足を着けた中腰でチョイ掛けすることも可能であり、この場合、背もたれはテーブルの下方にあって目立たないため、ミーティング等を違和感なく行える。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

座と背もたれと脚装置とを備えており、前記背もたれは、前記脚装置に設けた背支柱又は背支持フレームに固定されている構成であって、

前記座は、少なくとも前記背もたれの上端と下端との間の範囲において昇降するように、前記脚装置で昇降自在に支持されている一方、

前記背もたれは略鉛直姿勢になっており、前記座が昇降しても当該座と前記背もたれとの前後方向の位置関係は略一定に維持されている、椅子。

【請求項 2】

前記背もたれは上下長手の形態であり、前記座を上昇させきった状態では座面が前記背もたれの上端よりも低い高さに位置し、前記座を下降させきった状態では座面が前記背もたれの下端よりも高い高さに位置するように設定されている、

請求項 1 に記載した椅子。

【請求項 3】

前記背もたれは上下長手の形態であり、前記座の高さは 420 ~ 750 mm 程度の範囲で昇降するように設定されている、

請求項 1 又は 2 に記載した椅子。

【請求項 4】

前記脚装置は、床に載る接地部と、前記接地部の後端から立ち上がったパイプ製背支柱とを有しており、前記背支柱の背面に前記背もたれが固定されて、前記背支柱に上からスライド自在に嵌め入れられたロッドに前記座が固定されている、

請求項 1 ~ 3 のうちのいずれかに記載した椅子。

【請求項 5】

前記脚装置は、床に載る接地部と、前記接地部の中央部から立ち上がった脚支柱とを有しており、前記脚支柱は、前記接地部に固定された外筒に内筒が昇降自在に嵌まったガスシリンダで構成されており、前記内筒の上端に前記座が取り付けられて、前記外筒から後ろ向きに分岐させた背支持フレームに前記背もたれが取り付けられている、

請求項 1 ~ 3 のうちのいずれかに記載した椅子。

【請求項 6】

高さが 1000 mm 程度かそれ以上で人が立った状態で使用できるハイテーブルとセットで使用できるものであり、前記背もたれの高さは、前記ハイテーブルの天板の下方に入り込ませることができる高さである一方、

前記座には、着座した人が足を載せ得るステップを設けている、

請求項 1 ~ 5 のうちのいずれかに記載した椅子。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本願発明は、座が昇降自在な背もたれ付き椅子に関するものである。

【背景技術】**【0002】**

椅子において、座を使用者の身長に応じて高さ調節できるようにすることは、広く行われている。この場合、例えばオフィス用の回転椅子では、脚支柱としてガスシリンダが使用されており、脚支柱の状態に設けたベースで座と背もたれとが支持されている。従って、背もたれと座とは一緒に昇降する。

【0003】

他方、椅子の一つのジャンルとして、児童・生徒が学習机とセットで使用する木製の学習椅子があり、この木製学習椅子では、左右の側枠（側部材）の間に座が高さ調節可能に配置されて、左右側枠の上端部に背もたれが取り付けられている。学習椅子では、座は左右の側枠に高さ調節可能に固定されていることが多いが、特許文献 1 では、座をガスシリン

10

20

30

40

50

ダによって昇降自在に支持している。

【 0 0 0 4 】

学習椅子において座を高さ調節できるようにしているのは、机の高さが一定であることを前提にして、児童の成長に合わせて机を適切に使用できるようにするためであり、背もたれの高さは一定にして、児童の成長に応じて座の高さは低くなっていく。そして、身長が低くて足が床に届かない場合のために、椅子には、高さ調節可能なステップ板を設けている。

【 先行技術文献 】

【 特許文献 】

【 0 0 0 5 】

【 特許文献 1 】 特許第 4 2 7 5 6 8 4 号公報

【 発明の概要 】

【 発明が解決しようとする課題 】

【 0 0 0 6 】

さて、近年のオフィスでは、ワーカーが型に囚われずに自由に発想できる環境や、グループで活発に討議できる環境、或いは、ワーカーが心身を活性化できるような環境などのアクティブオフィス環境の重要性が提唱されており、その一環として、人が立って使用するハイテーブルが普及しつつある。

【 0 0 0 7 】

このハイテーブルは、天板の高さが例えば 1 0 0 0 mm 程度であるが、討議が長時間に及ぶ場合など、ハイテーブルであっても椅子に腰掛けて使用したいという要望が有り得る。

【 0 0 0 8 】

この点については、通常の回転椅子に長いガスシリンダを使用して座を高くしたらよいと云えるが、この場合は、背もたれも一緒に高くなるため、背もたれがテーブルの上にはみ出て体裁が悪くなるおそれがある問題や、背もたれが座の上に大きくはみ出ていると使用者が上半身を後傾させてしまいやすいため、高さが高い状態で使用すると、重心が後ろに移動して安定性が低下してしまうおそれがある。

【 0 0 0 9 】

他方、特許文献 1 のような学習椅子を適用した場合は、座の左右両側に側枠があるため椅子の着座・離席が面倒であり、従って、学習椅子は、オフィス用としてそのまま適用できるとは言い難い。

【 0 0 1 0 】

本願発明は、このような現状に鑑み成されたものであり、アクティブオフィス環境作りに貢献できる椅子を提供せんとするものである。

【 課題を解決するための手段 】

【 0 0 1 1 】

本願発明は様々な構成を含んでおり、その典型を各請求項で特定している。このうち請求項 1 の発明は上位概念を成すもので、椅子は、

「座と背もたれと脚装置とを備えており、前記背もたれは、前記脚装置に設けた背支柱又は背支持フレームに固定されている構成であって、

前記座は、少なくとも前記背もたれの上端と下端との間の範囲において昇降するように、前記脚装置で昇降自在に支持されている一方、

前記背もたれは略鉛直姿勢になっており、前記座が昇降しても当該座と前記背もたれの前後方向の位置関係は略一定に維持されている」というものである。

【 0 0 1 2 】

座は、背もたれの上端と下端との間の範囲において昇降するが、背もたれの上端よりも上まで上昇させたり、背もたれの下端まで下降させたりすることも可能である。或いは、背もたれの上端と同じ高さまで上昇したり、背もたれの下端と同じ高さまで下降させるこ

10

20

30

40

50

とも可能である。

【0013】

請求項2の椅子は、請求項1において、

「前記背もたれは上下長手の形態であり、前記座を上昇させきった状態では座面が前記背もたれの上端よりも低い高さに位置し、前記座を下降させきった状態では座面が前記背もたれの下端よりも高い高さに位置するように設定されている」

という構成になっている。

【0014】

請求項2において、座を上昇させきった状態及び下降させきった状態での背もたれの具体的なはみ出し寸法は、例えば数センチ～10センチ（例えば5～10センチ）程度とすることができる（背もたれの上向き又は下向きのはみ出し部が、左右横長の形態になるような状態に設定できる。）。 10

【0015】

請求項3の椅子は、請求項1又は2において、前記背もたれは上下長手の形態であり、前記座の高さは420～750mm程度の範囲で昇降するように設定されている。

【0016】

請求項4の椅子は、請求項1～3のうちのいずれかにおいて、

「前記脚装置は、床に載る接地部と、前記接地部の後端から立ち上がったパイプ製背支柱とを有しており、前記背支柱の背面に前記背もたれが固定されて、前記背支柱に上からスライド自在に嵌め入れられたロッドに前記座が固定されている」 20

というものである。

【0017】

請求項5の椅子は、請求項1～4のうちのいずれかにおいて、

「前記脚装置は、床に載る接地部と、前記接地部の中央部から立ち上がった脚支柱とを有しており、前記脚支柱は、前記接地部に固定された外筒に内筒が昇降自在に嵌まったガスシリンダで構成されており、前記内筒の上端に前記座が取付けられて、前記外筒から後ろ向きに分岐させた背支持フレームに前記背もたれが取付けられている」

というものである。

【0018】

請求項6の椅子は、請求項1～5のうちのいずれかにおいて、 30

「高さが1000mm程度かそれ以上で人が立った状態で使用できるハイテーブルとセットで使用できるものであり、前記背もたれの高さは、前記ハイテーブルの天板の下方に入り込ませることができる高さである一方、前記座には、着座した人が足を載せ得るステップを設けている」

というものである。

【発明の効果】

【0019】

さて、背もたれが後傾した状態で固定されていて座のみが昇降する状態を想定した場合、座の高さが高くなると、座と背もたれとの前後間隔は大きくなる。そして、着座した人が深く腰掛けるために身体を背もたれに当たると、座の高さが高くなるほど、人の重心が後ろにずれることになる。従って、ハイテーブルに使用する場合など、安全性が低下してしまう。 40

【0020】

これに対して本願発明では、背もたれは鉛直姿勢であるため、座をどの高さに昇降させて身体を背もたれに当てても、人の重心の前後位置は変化しない。従って、座を高くしても重心が後ろにずれることはなくて、高い安全性を確保できる。

【0021】

また、本願発明において、座の高さが低いと、床面から身体の重心までの高さも低いいため、背もたれにもたれても安定性は低下せず、従って、安全に使用できる。他方、座の高さを高くして重心が高い状態で上半身を後傾させると、安定性が低下してしまうが、本願 50

発明では、背もたれの高さは一定であり、座の高さを高くすると、座面からの背もたれの上向きはみ出し寸法が小さくなったりはみ出しがなくなったりするため、座を高くした状態では、椅子の使用者は、上半身を後傾させることを無意識に抑制する。このため、座を高くしても安全に使用できる。

【0022】

従って、高さが700mm前後の通常の高さの机やテーブルとセットで使用したり、請求項4のように1000mm程度の高さのハイテーブルとセットで使用したりということが容易であり、様々なワーキングスタイルを選択可能なアクティブオフィスで使用される椅子として好適である。

【0023】

ハイテーブルとセットで使用する場合、床に足を着けた中腰で臀部を座の載せる、いわゆるチョイ掛けの使用態様も採ることができる。この場合も、背もたれが座面から上向きにはみ出している寸法が小さいため、背もたれが目立つことはなくて、ミーティングなどを違和感なく行える。

【0024】

また、例えばテーブルを囲んで多数の椅子が配置されている場合、使用者の身長等に応じて座の高さが調節されても、各背もたれの高さは一定に揃っているため、体裁がよいという利点もある。

【0025】

さて、座は、背もたれの上端よりも上又は背もたれの上端と同じ高さまで上昇させることも可能であるが、この場合は、人が着座するに際して後退限度を規制する手段がないため、座の高さが例えば600mm以上である場合のようにかなり高いと、重心が後ろに行き過ぎてしまつて安定性が低下するといった事態が有り得る。

【0026】

従って、座を例えば600mm以上のような高い高さに上昇させ得る場合は、請求項2に記載したように、座を上昇させきつた状態でも背もたれが座面よりも上にはみ出ているように設定して、着座者の重心が後ろに行き過ぎないように規制することが好ましいといえる。

【0027】

座を下降させきつた状態では、座面が背もたれの下端と同じかそれより下に位置していても、着座者の安定性について特段の問題はないが、背もたれ上端と座面との高低差があり過ぎると人に違和感を与えることあるので、請求項2のように、座を下降させきつた状態でも座面が背もたれの下端より上に位置するように設定すると、体裁がよいといえる。また、請求項4のように背支柱に挿通したロッドに座を固定している場合は、座の最下位置において背もたれの下面は座面よりも下に位置するため、請求項4の構成を担保することもできる。

【0028】

請求項3のように、座を420~750mm程度の範囲で昇降させると、椅子は、700mm程度の高さの一般的なテーブルや机から1000mm程度の高さのハイテーブルまで高さが異なる種々のテーブル・机に使用できる。従って、汎用性に優れている。

【0029】

請求項4の構成を採用すると、支柱を利用して背もたれの取付けと座の支持又は昇降ガイドとが行われたため、構造を簡単化できる。この場合、実施形態のように支柱を左右に配置すると、座の安定性を向上できると共に、背もたれが左右の支柱を連結する補強部材の役割を果たすため、簡単な構造でありながら高い堅牢性を確保することができる。

【0030】

なお、請求項4において、座の高さ調節手段としては、支柱とは別にガスシリンダを配置してもよいし、支柱の内部にガスシリンダを配置してもよい。或いは、ガスシリンダは使用せずに、ロッドと支柱との固定手段（ロック手段）を別に設けてもよい。

【0031】

10

20

30

40

50

請求項 5 では、座はガスシリンダからなる脚支柱で支持されているため、通常の回転椅子と同様に座の高さ調節を簡単に行える。また、背支柱はガスシリンダの外筒から分岐した背支柱に固定されているため、全体としてすっきりして見えた目も良い。

【0032】

本願発明の椅子は、既述のとおり、ハイテーブルとセットで使うことが好適であるが、請求項 6 では、背もたれはテーブルの下方の空間に収納できるため、不使用時の環境をすっきりさせることができる。

【0033】

また、座にステップを設けているため、足が床に着かない状態まで座を上昇させていても、身体を安定的に保持できる。特許文献 1 のような学習椅子でもステップを備えているが、このステップは側枠に固定されているため高さ調節が面倒であるが、本願発明では、ステップは座に取付けられているため、一々ステップの高さ調節を行う作業は不要であり、それだけ使い勝手がよい。

10

【図面の簡単な説明】

【0034】

【図 1】第 1 実施形態を示す図で、(A) は座を最も下げた状態での斜視図、(B) は座を最も下げた状態での側面図、(C) は座を最も上げた状態での斜視図、(D) は座を最も上げた状態での側面図である。

【図 2】(A) はガスシリンダの操作機構を示す分離斜視図、(B) は座の支持機構を示す斜視図である。

20

【図 3】椅子の使用態様を示す図であり、(A) はスタガードな高さのテーブルとセットで使っている状態の側面図、(B) はミドルタイプの高さのテーブルとセットで使っている状態の側面図、(C) はハイテーブルとセットで使っている状態の側面図である。

【図 4】(A) は第 2 実施形態の斜視図、(B) は第 3 実施形態の斜視図、(C) は (B) の背もたれを後ろから見た斜視図である。

【発明を実施するための形態】

【0035】

(1). 第 1 実施形態の構成

次に、本願発明の実施形態を図面に基づいて説明する。まず、図 1 ~ 3 に示す第 1 実施形態を説明する。この実施形態は請求項 2 に対応したもので、座 1 と背もたれ 2 と脚装置 3 とを備えている。座 1 は平面視四角形で、背もたれ 2 は正面視四角形（縦長長方形）に形成されている。座 1 の前端には、下向き部 1 a を設けている。

30

【0036】

図示は省略しているが、座 1 及び背もたれ 2 は、樹脂製や木製や金属板製の基板にクッション材を張った構造になっており、クッション材はクロス等の表皮材で覆われている。また、座 1 及び背もたれ 2 は、そのフレーム材に基板を固定して、基板にクッション材を張った構造とすることも可能である。

【0037】

脚装置 3 は金属パイプで構成されており、平面視で後ろ向き開口のコ字形に曲がった接地部 4 と、接地部 4 の後端から鉛直姿勢に立ち上がった左右の支柱 5 とを有しており、背もたれ 2 は、左右支柱 5 の上端部に連結されている。従って、左右の支柱 5 は背もたれ 2 で連結されて補強されている。図 1 (C) に一点鎖線で示すように、左右支柱 5 の上端部に補強板 6 を連結して、この補強板 6 に背もたれ 2 を取り付けるとも可能である。

40

【0038】

支柱 5 には、上からロッド 7 が摺動自在に嵌まっており、このロッド 7 の上端は座 1 の後端部に固定されている。従って、座 1 は、左右の支柱 5 にガイドされて昇降する。ロッド 7 にロック体を設けて座 1 の高さ調節を行うことも可能であるが、本実施形態では、座 1 の支持及び高さ調節にガスシリンダ 8 を使用している。

【0039】

50

ガスシリンダ 8 は、外筒 8 a とこれにスライド自在に嵌まった内筒 8 b とを有しており、外筒 8 a の下端は、接地部 4 に固定したステー 9 に固定されている一方、内筒 8 b への上端部は、ブラケット 10 を介して座 1 の下面に固定されている。

【0040】

図 2 に示すように、ブラケット 10 は、下面板 10 a と左右の側板 10 b とを有する上向き開口コ字形の部分と、側板 10 b の上面に溶接で固定された上板 10 c とを有しており、上板 10 c が座 1 にビス（図示せず）で固定されている。

【0041】

また、下面板 10 a に溶接で固定されたプッシュ 11 に、ガスシリンダ 8 における内筒 8 b の上端部が下方から嵌着している。内筒 8 b の上端面からは、ロックを解除するためのプッシュバルブ 12 が突出しており、プッシュバルブ 12 は、昇降操作レバー 13 で押し下げ操作される。

【0042】

昇降操作レバー 13 は、ブラケット 10 の内部に位置した第 1 クランク部 14 と、ブラケット 10 の外側に位置した第 2 クランク部 15 を有している。第 1 クランク部 14 は、昇降操作レバー 13 の本体部と平行な支軸部 14 a と、支軸部 14 a と直交した先端部 14 b とを有しており、支軸部 14 a は、ブラケット 10 の一方の側板 10 b に切り起こし形成した軸受け片 16 によって回転自在に保持されている。他方、先端部 14 b は、プッシュバルブ 12 の上に位置している。

【0043】

昇降操作レバー 13 は指かけ部 13 a を有しており、椅子の使用者が腰を浮かせた状態で指かけ部 13 a を上に引くと、昇降操作レバー 13 は支軸部 13 a の軸心回りに回転して、第 1 クランク部 13 の先端部 13 b でプッシュバルブ 12 が押されて、ガスシリンダ 8 のロックが解除される。本実施形態の昇降操作レバー 13 は操作手段の一例であり、プッシュバルブ 12 の押し下げは、様々な機構で実現できる。

【0044】

座 1 には、足が床に着かない状態まで座 1 を高くしたときに使用するステップ 16 を設けている。ステップ 16 は金属パイプ製又は金属棒材製であり、正面視で上向き開口コ字形になっている。

【0045】

(2). 使用態様

図 3 では、高さが相違する 3 種類のテーブル（机）とセットで使用している状態を表示している。便宜的に、例えば高さが 700 mm 程度の一般的な高さのテーブルをスタンダードテーブルと呼んで符号 17 を付し、高さが 850 mm 程度の高さのテーブルをミドルテーブルと呼んで符号 18 を付し、高さが 1000 mm 程度の高さのテーブルをハイテーブルと呼んで符号 19 を付している。

【0046】

座 1 の高さは 420 ~ 750 mm 程度の範囲で高さ調節することができる。図 3 (A) では、420 mm の高さを表示し、図 3 (B) では 600 mm の高さを表示し、図 3 (C) では 750 mm の高さを表示している。

【0047】

いずれのテーブル 17, 18, 19 に使用するにおいても、人は椅子に腰掛けて大腿部をテーブルの内部に入り込ませることができる。スタンダードテーブル 17 とセットで使用している状態では、背もたれ 2 は座面から大きくはみ出ているが、座 1 の高さは低いいため、背もたれ 2 にもたれ掛かっても身体の安定性が損なわれることはない。

【0048】

ミドルテーブル 18 とセットで使用する場や、ハイテーブル 19 とセットで使用する場合は、座 1 の高さが高くなるため、背もたれ 2 にもたれて上半身を大きく後傾させると身体の安定性が低下するおそれがあるが、この状態では、背もたれ 2 が座面からはみ出る寸法は小さくなっているため、使用者は上半身を後傾させるような行動は採らない。従って

10

20

30

40

50

、身体の安全性を確保した状態でテーブルを使用できる。

【0049】

つまり、座面から背もたれ2がはみ出ている量から、使用者は身体の後傾の可否を把握するのであり、座1が高い高さで背もたれ2に身体をもたれ掛けることができないのに、敢えて身体を後傾させるような行動は採らないのである。椅子をハイテーブル19やミドルテーブル18とセットで使用する場合、足は床面に付けた中腰の状態を使用する（いわゆるチョイ掛けを行う）ことも可能である（現実的には、このような使用状態が多いかもしれない。）。

【0050】

座1を上昇させきったときの背もたれ2の座面からの上向きはみ出し寸法、及び、座1を下降させきったときの背もたれ2の座面からの下向きはみ出し寸法は、実施形態では8センチ適度になっているが、この寸法は任意に設定できる。

10

【0051】

実施形態のように、座1の前端に下向き部1aを設けると、チョイ掛けする場合に身体（臀部）との接触面積を大きくなるため、使用者の負担を軽減できる利点がある。このような中腰での使用でも使用者の身体への負担は著しく軽減できるため、ハイテーブル19を使用したグループワーキングについて、長い時間に亘って行っても身体への負担は著しく軽減される。

【0052】

図3(C)のとおり、実施形態の椅子は、背もたれ2の上端の高さを1000mmよりも少し低い高さに設定している。このため、不使用時には、椅子全体をハイテーブル19の下方の空間に収納できる。このため、オフィスをスッキリとさせることができる。

20

【0053】

また、ハイテーブル19を囲んで多数人がミーティングなどを行う場合、背もたれ2が天板の下方に位置していることから、背もたれ2が対向した人の視界に入ることは殆どないため、床から足を上げた状態で使用するにしても、床に足を付けてチョイ掛けで使用するにしても、ミーティング等を違和感なく行える。なお、図3ではガスシリンダ8の表示は省略している。

【0054】

大きなスタンダードテーブル17を多数人が囲んでいる場合や、1人用の机（テーブル）を多数並設してこれらとセットで実施形態の椅子を使用する場合、個々の人が身長等に応じて座1の高さを調節していても、背もたれ2の高さは一定に揃っている。このため、デザイン的な統一があって体裁がよい。

30

【0055】

(2).他の実施形態

図4(A)では、請求項3に対応した第2実施形態を示している。この実施形態では、脚装置3は、リング状の接地部4と、放射状に延びる複数本のフレーム20を介して接地部4の中央部に固定されたガスシリンダ8とを有しており、内筒8bの上端に、図2と同様のブラケット10を介して座1が固定されている。座1は、平面視円形に形成している。

40

【0056】

また、ガスシリンダ8を構成する外筒8aの上端部に、後ろ向きに延びる背支持フレーム21を固定し、この背支持フレーム21に背もたれ2を固定している。なお、背もたれ2を、上下長手の左右サイドフレームを有する構造とし、サイドフレームと背支持フレーム21とを一体化することも可能である。

【0057】

本実施形態でも、座1にステップ16を設けているが、ハイテーブル19とセットで使用する場合にチョイ掛けの使用を想定している場合は、ステップ16は無くてもよい。座1は、平面視四角形等の他の形態であってもよい。

【0058】

50

図4(B)(C)に示す第3実施形態では、座1は、背もたれ2の初期高さをハイタイプとロータイプとの2段階に調節できるようにしている。具体的には、背もたれ2の背面に形成した凹所22に引手23を配置して、引手23を上を引くとロックが解除されて、背もたれ2が高さ調節自在となるように設定している(3段階以上に高さ調節できるようにしてもよい)。脚装置3は、キャスト24を備えている。背もたれ2の初期高さを高くした状態では、座1は、背もたれ2の上端と下端との高さの範囲で上下動する。

【0059】

背もたれ2の初期高さを低く設定すると、座面が背もたれ2の上端と揃うか又は上に位置させ得るように設定できる。このような関係にすることにより、丸椅子と同様に、どの方向からも腰掛けることができる。他方、背もたれ2の初期高さを高くしておく、背もたれ付き椅子として使用できる。

10

【0060】

従って、頻繁に着座しり離席したりする場合や、任意の方向に姿勢を変えて作業を行う必要がある場合は、背もたれ2の初期高さをロータイプに低くして丸椅子として使用し、デスクワークを行う場合は背もたれ2の初期高さをハイタイプに高くして、背もたれ付き椅子として使用するというように、状況に応じて使い分けることができる。

【0061】

本願発明は、他にも様々に具体化できる。例えば、背もたれはクッションタイプでなくてもよいのであり、前後に開口した背フレームにメッシュ材を張った構造なども採用できる。或いは、木製や樹脂製の背板のみで構成されていてもよい。座も同様である。背もたれは、正面視で小判形や縦長カマボコ形などに形成することも可能である。

20

【産業上の利用可能性】

【0062】

本願発明は、椅子に具体化できる。したがって、産業上利用できる。

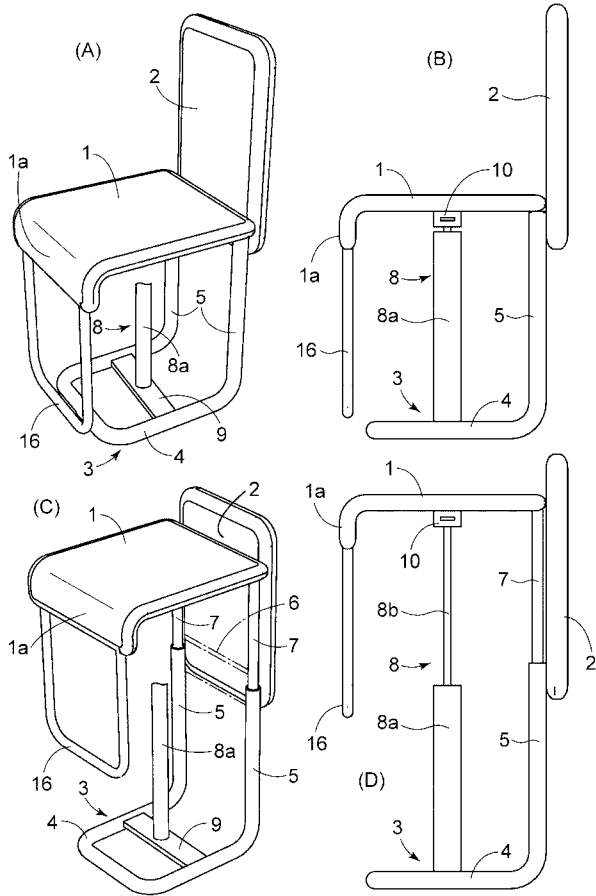
【符号の説明】

【0063】

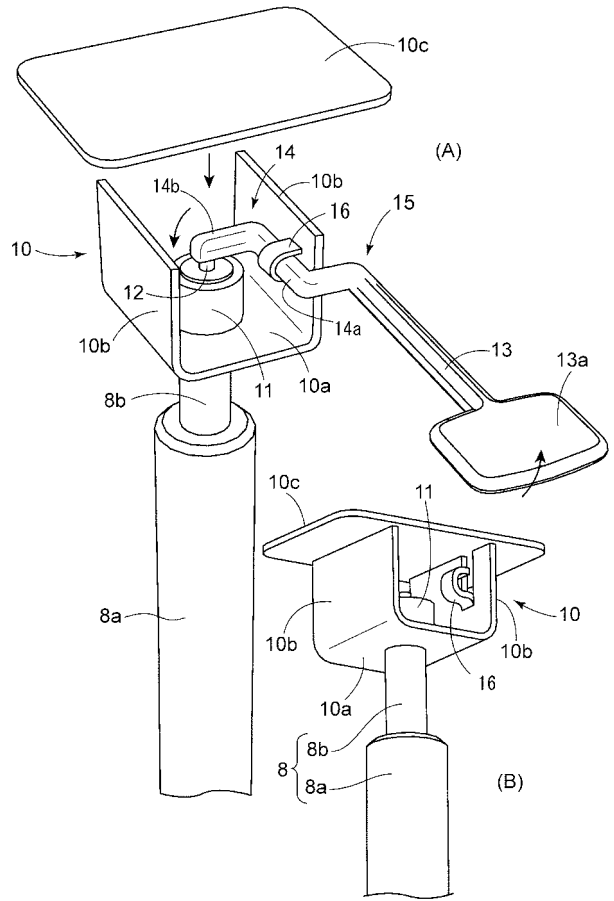
- 1 座
- 2 背もたれ
- 3 脚装置
- 4 接地部
- 5 支柱
- 8 ガスシリンダ(脚支柱)
- 8 a 外筒
- 8 b 内筒
- 10 ブラケット
- 13 昇降操作レバー
- 16 ステップ
- 21 背支持フレーム

30

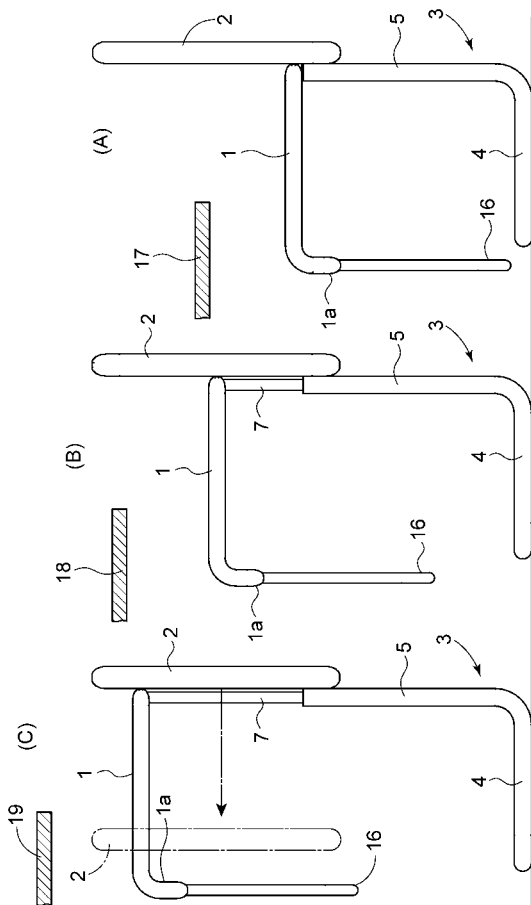
【図1】



【図2】



【図3】



【図4】

